

議案第17号

東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年4月13日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

(提案理由)

「令和5年度（令和4年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の評価を行うため、有識者を委嘱する必要がある。

東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者名簿（案）

敬称略

氏名	住所	経歴	
並木 正	東京都目黒区	<p>（現職）東京理科大学特任教授、聖路加国際大学客員教授</p> <p>（元職）足立区立東綾瀬中学校長、足立区立中学校教育研究会理科部長、全日本中学校校長会総務部副部長、東京都中学校理科教育研究会教育課程委員長、江戸川区教育委員会指導室長、教職員研修センター専門教育向上課長など</p>	再任
廣嶋 憲一郎	東京都日野市	<p>（前職）聖徳大学大学院教職研究科教授</p> <p>（元職）中央教育審議会地理・歴史・公民ワーキング委員、小学校学習指導要領社会編作成協力者（平成元年・11年）、青梅市立河辺小学校長、東京都多摩教育事務所指導課長など</p> <p>〔所属研究団体〕社会科を考える会（代表）、日本社会科教育学会、全国社会科教育学会</p>	再任

任期：令和5年5月20日～令和6年5月19日（1年間）

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
  - 1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
  - 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
  - 3 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
  - 4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 5 次条の規定による点検及び評価に関すること。
  - 6 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 東久留米市教育委員会事務委任規則（抜粋）

### （教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 特に重要な教育財産の取得及び処分について申し出ること。
- (4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (5) 校長、副校長の任免並びに教職員の分限及び懲戒について内申すること。
- (6) 委員会及び委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（服務に関する事項を除く。）。
- (7) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (8) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (9) 校長、教員その他教育職員の研修の一般方針を定めること。
- (10) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。
- (11) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃に関すること。
- (12) 社会教育委員その他法令、条例及び規則に基づく各種委員を任命又は委嘱すること。
- (13) 通学区域の設定及び変更を決定すること。
- (14) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (15) 教科用図書の採択に関すること。

(教育委員会への報告)

第4条 教育長は、第2条の規定により、教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

2 教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

**東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の  
点検及び評価の実施要綱**

(目的)

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育振興基本計画」の単年度計画に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

第4 点検及び評価は、前年度の事業計画の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

- 2 事業計画の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
  - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
  - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。

4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委任)

第5 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

議案第18号

東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年4月13日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

<解 嘱> 解嘱年月日 令和5年4月13日

氏 名	区 分	役職等
古矢 美雪	1号委員 (学校教育関係者)	第五小学校長
大友 基裕	1号委員 (学校教育関係者)	第九小学校長

<委 嘱> 委嘱年月日 令和5年4月14日

氏 名	区 分	役職等
山本 真美枝	1号委員 (学校教育関係者)	第九小学校長
大野 寿久	1号委員 (学校教育関係者)	神宝小学校長

任期：令和5年4月14日～令和6年8月31日（前委員の残任期間）

（提案理由）

令和5年4月1日付人事異動により、新たに委員を委嘱する必要がある。

第30期東久留米市社会教育委員会議委員名簿(案)

氏名	役職・経歴等	
山本 真美枝	1号委員 学校教育関係者	市立第九小学校長
大野 寿久		市立神宝小学校長
齋藤 実		市立中央中学校長
田端 六郎	2号委員 社会教育関係者	NPO法人 東久留米市文化協会 会長
永田 昇		NPO法人 東久留米市体育協会 会長
菅沼 法子		ボーイスカウト東久留米 第2団副団委員長
井原 恵子	3号委員 家庭教育の向上に 資する活動を行う者	民生委員・児童委員
大山 裕美		東京東久留米 ロータリークラブ
上田 幸夫	4号委員 学識経験ある者	日本体育大学名誉教授
奈良 忠寿		自由学園最高学部准教授

任期：令和4年9月1日～令和6年8月31日  
 新委員の任期：令和5年4月14日～令和6年8月31日

改正

平成12年12月20日条例第62号

平成26年3月31日条例第7号

東久留米市社会教育委員の設置に関する条例

(目的)

第1条 社会教育法第2条にいう社会教育を振興するため同法第17条の業務を進展することを目的とする。

(設置)

第2条 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第15条により、東久留米市社会教育委員(以下「委員」という。)をおく。

(定数及び委嘱の基準)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは任期中においても解嘱することができる。

(条例施行上必要な事項)

第5条 この条例施行上必要な事項は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月20日条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第19号

東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年4月13日提出

東久留米市教育委員会  
教育長 片柳 博文

<解 嘱>

氏 名	区 分	役職等	解嘱日
澤井 康郎	1号委員 学校教育関係者	第二小学校校長	令和5年3月31日

<委 嘱>

氏 名	区 分	役職等	委嘱日
古矢 美雪	1号委員 学校教育関係者	第五小学校校長	令和5年4月14日

任期：令和5年4月14日～令和6年3月31日（前委員の残任期間）

（提案理由）

委員の令和5年3月31日付退職により、新たに委嘱する必要がある。



東久留米市立図書館協議会委員名簿（案）

職名	氏名	区分	役職等	新任・現任
委員	古矢 美雪	1号委員 学校教育関係者	第五小学校校長	新任
委員	齋藤 実		中央中学校校長	現任
委員	菅沼 法子	2号委員 社会教育関係者	社会教育委員	現任
委員	下田 大輔		特定非営利活動法人 かるがも花々会理事長	現任
委員	矢部 晶代	3号委員 家庭教育の向上 に資する活動を行 う者及び学識 経験者	民生委員・主任児童委員	現任
委員	安形 輝		亜細亜大学教授	現任
委員	青野 正太		駿河台大学助教	現任
委員	佐藤 尚子		元国立国会図書館司書監	現任
委員	山本久美子	4号委員 公募による者		現任
委員	酒井 量基			現任

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

新委員の任期：令和5年4月14日～令和6年3月31日

図書館法（抜粋）

発令 昭 和 25 年 4 月 30 日 号 外 法 律 第 118 号

最終改正：平成 29 年 5 月 31 日 号 外 法 律 第 41 号

改正内容：平成 29 年 5 月 31 日 号 外 法 律 第 41 号 [平成 29 年 5 月 31 日]

第一章 総則

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

東久留米市立図書館協議会設置条例

昭和 50 年 12 月 25 日 条例 第 53 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例 第 6 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年 法律 第 118 号）第 14 条の規定により、東久留米市立図書館に東久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(組織)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者
- (4) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 東久留米市立図書館協議会運営規則

昭和51年2月3日教育委員会規則第4号

改正

昭和60年6月3日教委規則第8号

平成12年12月15日教委規則第7号

平成18年8月16日教委規則第3号

平成25年2月13日教委規則第1号

(目的)

第1条 東久留米市立図書館協議会設置条例(昭和50年条例第53号)第4条の規定により、東久留米市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから東久留米市教育委員会が任命する。

(1) 学校教育関係者 2人以内

(2) 社会教育関係者 2人以内

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者 4人以内

(4) 公募による者 2人以内

(委員長および副委員長)

第3条 協議会に委員長および副委員長各々1名をおく。

2 委員長および副委員長の任期は、各々委員としての任期による。

## 令和6年二十歳（はたち）のつどいの開催概要について

1. 日 時：令和6年1月8日（月・祝）  
【1回目】午前10時半～久留米・西・南中学校の学区にお住まいの方  
【2回目】午後1時半～東・大門・下里・中央中学校の学区にお住まいの方
2. 会 場：東久留米市立生涯学習センター  
（中央町二丁目）
3. 対 象 者：市内在住で令和5年度中に二十歳になる  
平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた方
4. 対象者数：男性561人・女性535人　合計1,096人（令和4年2月13日時点集計）  
合計のうち1回目（午前）の対象者531人　2回目（午後）の対象者565人

【参考】昨年度の対象者数　合計1,094人